

第 1 章 計画策定の背景と目的

1 計画策定の背景

史跡 小泉八雲旧居(以下「旧居」という)は、史跡松江城の北側内堀に南に面して所在している。旧居が所在する一帯は、道路の形状から塩見縄手地区と呼ばれている。この地区は、慶長 16 年(1611)の城下町造成以降、幕末まで松江藩の中級武士の居宅となった地区であり、それらの遺構である「武家屋敷」や「塩見畷旧武家屋敷遺構」という市指定文化財(建造物)が連続して所在している場所である。また、小泉八雲記念館(以下「記念館」という)や田部美術館などの博物館施設のほか、食事処や宿泊施設、民家も並んでいるが、いずれも全面に瓦塀があることや、建物外観も歴史的な景観を維持する造りになっていることから、塩見縄手通り一帯が松江市伝統美観保存区域に指定されている。また、この通りは、史跡松江城と隣接していることや多くの文化財・観光施設が集中していることから、一年を通して多くの観光客で賑わっている。

旧居は、幕末期から現代に至るまで根岸家¹⁾が所有していたが、根岸家の申し出を受けて平成 31 年(2019)1 月 22 日に松江市が取得した。²⁾また、この取得事業の中で敷地内に建てられていた根岸氏の居宅は撤去された。

旧居については、本市の所有になる以前から、受付設備が十分に確保されてないことや、夏季冬季の暑さ寒さにかかる課題、防火・防犯・耐震などの対策と設備の課題、トイレなどの便益施設の課題など、保存・管理・活用に多くの課題を抱えていた。これらの課題を整理した上で、計画的に整備事業を実施し、今後、保存・管理・活用を円滑に進められるように、また、周辺の文化財関連施設や観光施設等と有機的に連携し、旧居が更により良い文化財になるよう本計画を定めることとする。

註

- 1) 松江藩で代々番頭をつとめる禄高 300 石の家柄で、明治維新後、根岸干夫は、県庁職員に採用され県内各郡の郡長を歴任した。八雲の来松時は、神門郡ほか 2 郡の郡長として今市町(出雲市)に赴任していたため、北堀町の自邸が空いていた。(出典『松江市史』通史編 5 近現代 2020 松江市)
- 2) 史跡等購入費国庫補助事業による。

2 現状・課題と計画の目的

旧居の保存・管理・活用の課題を整理する（表1参照）。まず、管理・活用については、受付設備が十分に確保されておらず玄関近くの一角に机と椅子を設置して見学受付を行っている。玄関は常に開放しているため室内は夏は暑く、冬は寒く、雨の多い時期には、多湿などの課題がある。また、防火・防犯・耐震対策については、防火対策用に、室内に空気管と自動火災報知設備が取り付けられているものの、設備として旧式のものであり、煙・炎感知器、易操作性消火設備、自動放水銃などの設置を検討する必要がある。また、防犯対策は、夜間警備を委託しているが、防犯カメラを設置するなど防犯機能を強化する必要がある。更に、受付では、現金も扱うため防犯対策として防犯ブザーを設置するなどの対策が必要である。

旧居は平屋ではあるが、瓦葺で屋根荷重が重いにもかかわらず広縁など開口部が多いことや、支柱は105mmと細いため、耐震性能は著しく低いと考えられる。従って、大地震動時に、倒壊する恐れがあるため、見学者が安全に屋外に退避できる「安全確保水準」を目標に耐震補強を行う必要がある。なお、耐震性能の向上を図る際は、地盤調査を実施した上で補強方法を検討しなければならない。

便益施設については、トイレ等が未設置である。現在は隣地の記念館のトイレまたは道路を挟んだ向かいの公衆トイレ等を使わざるをえず見学者に不便をかけている。

現在の旧居の公開範囲は、11室あるうちの6室である。残りの5室と湯殿、便所、流し場は公開されていない。今後は、旧居の理解のために全室を公開することが望ましく、見学者の滞在時間が伸びることも考慮すればトイレの課題を解決しなければならない。また、以前から旧居では、八雲の業績を理解するため各種のイベントを実施しているが、その際には、イベントに必要な用具(椅子、机など)を保管する施設や、イベントで使用する用具類を搬入する管理用駐車場の設置などについても検討しなければならない。

更に、旧居の庭には様々な樹木が植えられており、八雲が愛した旧居の庭の景色は庭師によって維持されているが、北側保全地を活用して補植用の樹木や植物の育成を行うなど、常に庭園の状態が良好に維持されるような対策が必要である。

表 1 現状と課題の整理

整理 番号	課題の分類	設備	現状	課題	整備の方向性
1	管理上の課題	受付設備	内玄関から入るとすぐ目に入る3畳の相ノ間に机と椅子を設置して受付業務を行っている。	・受付設備が十分に確保されていない。 ・現金を扱っているが職員の安全性が担保されていない。	安全に受付業務が可能なスペース、受付設備の設置を検討する必要がある。
2		空調設備	空調機器が全く設置されていない。	・暑さ寒さ対策がなされていない。 ・梅雨時期の湿気対策がない。	適切な室に空調設備の設置を検討する必要がある。
3	保存上の課題	防災設備	防火設備：空気管と自動火災報知設備を設置。	周囲には木造の建物が多く、飲食店もあるため延焼の危険性がある。	・炎感知器、煙感知器の設置を検討する必要がある。 ・易操作性消火設備、自動放水銃の設置を検討する必要がある。
4			防犯設備：夜間機械警備。	・防犯機能の強化。 ・現金を扱っているが職員の安全性が担保されていない。	防犯カメラ、防犯センサー、防犯ブザーの設置を検討する必要がある。
5			耐震設備：設置されていない。	屋根荷重の重たさに対して西側は、耐力壁が少ないため、大地震動時に建物のねじれが起こり倒壊する恐れがある。	小屋裏から室、床下まで連続して、耐震性能を向上させるための装置を設置する必要がある。
6	活用上の課題	便益設備	トイレと管理棟、管理倉庫が設置されていない。	・見学者、管理職員用トイレが設置されていない。 ・旧居用調度品、イベント用具保管施設が無い。	史跡外の北側保全地にトイレや管理棟を設置する必要がある。
7		サイン・ガイダンス設備	現在は、一部しか公開していないのでサイン等は不足していない。	・新たに全室を公開するので、室の説明などを設置する必要がある。 ・見学順路を示す必要がある。	見学の順路や室の説明などを記すサイン、ガイダンスを設置する必要がある。

本計画は、現状と課題を整理し、旧居の本質的価値の様々な構成要素を明確化し、それらを適切に保存・活用していくために、保存・管理・活用、整備、運営等について、方針・方法を示すことを目的とする。

3 委員会の設置

本計画を策定するにあたっては、旧居のもつ文化財的特性を踏まえた上で、保存・管理・活用に係る最も適切な整備を実施しなければならない。そのため専門的立場から客観的な意見を聴取するため、「史跡 小泉八雲旧居保存活用計画策定委員会」を設置した。

○第1回会議 令和6年(2024)10月4日(金)開催し、保存活用計画策定スケジュール案と第1章について検討を行い、以下の内容について意見があった。

○第2回会議 平成7年(2025)〇月〇日(〇)開催し、第2,3,4章について検討を行い、以下の内容について意見があった。

○第3回会議 令和7年(2025)〇月〇日(〇)開催し、第5,6章について検討を行い、以下の内容について意見があった。

○第4回会議 平成8年(2026)〇月〇日(〇)開催し、第7,8,9章と全体について検討を行い、以下の内容について意見があった。

◎委員会構成（五十音順）

	氏 名	役 職	専 門	所 属 等
1	内田 融	委員	郷土史（小泉八雲研究）	一般社団法人八雲会 理事（事務局長）
2	大窪 健之	委員	歴史都市の防災まちづくり計画、文化遺産の防災危機管理計画	立命館大学 理工学部 教授
3	小泉 凡	委員	民俗学（小泉八雲研究）	小泉八雲記念館 館長
4	中島 義晴	委員	境界農学、環境農学（含ランドスケープ科学）、造園学	独立行政法人国立文化財機構 奈良文化財研究所 文化遺産部 上席研究員
5	和田 嘉宥	委員	歴史的建造物	米子工業高等専門学校名誉教授

指導・助言者

氏 名	役 職	職 名 等
滑川 敦子	指導・助言	文化庁文化財第二課史跡部門文化財調査官
岩崎 孝平	指導・助言	島根県教育庁文化財課
	建築物アドバイザー	

事務局

松江市文化スポーツ部 部長 桑原賢司

文化振興課 課長 今岡広樹 施設管理係 係長 吉岡和哉 小松原真美

文化財課 課長 尾添和人 文化財係 係長 有田哲也 清水竣ノ介

歴史史料専門調査員 錦織慶樹

4 計画の対象範囲と期間

1) 旧居の位置(図1 参照)

松江市は、山陰地方のほぼ中央、島根県東部に位置する。北は日本海に面し、東に中海、中央に宍道湖が広がり、南には中国山地に向かって丘陵が延びる。本市の市街地は、中海と宍道湖を結ぶ大橋川兩岸の沖積平野に広がる。旧居は、史跡松江城の内堀北に面する江戸期の武家屋敷地に立地している。

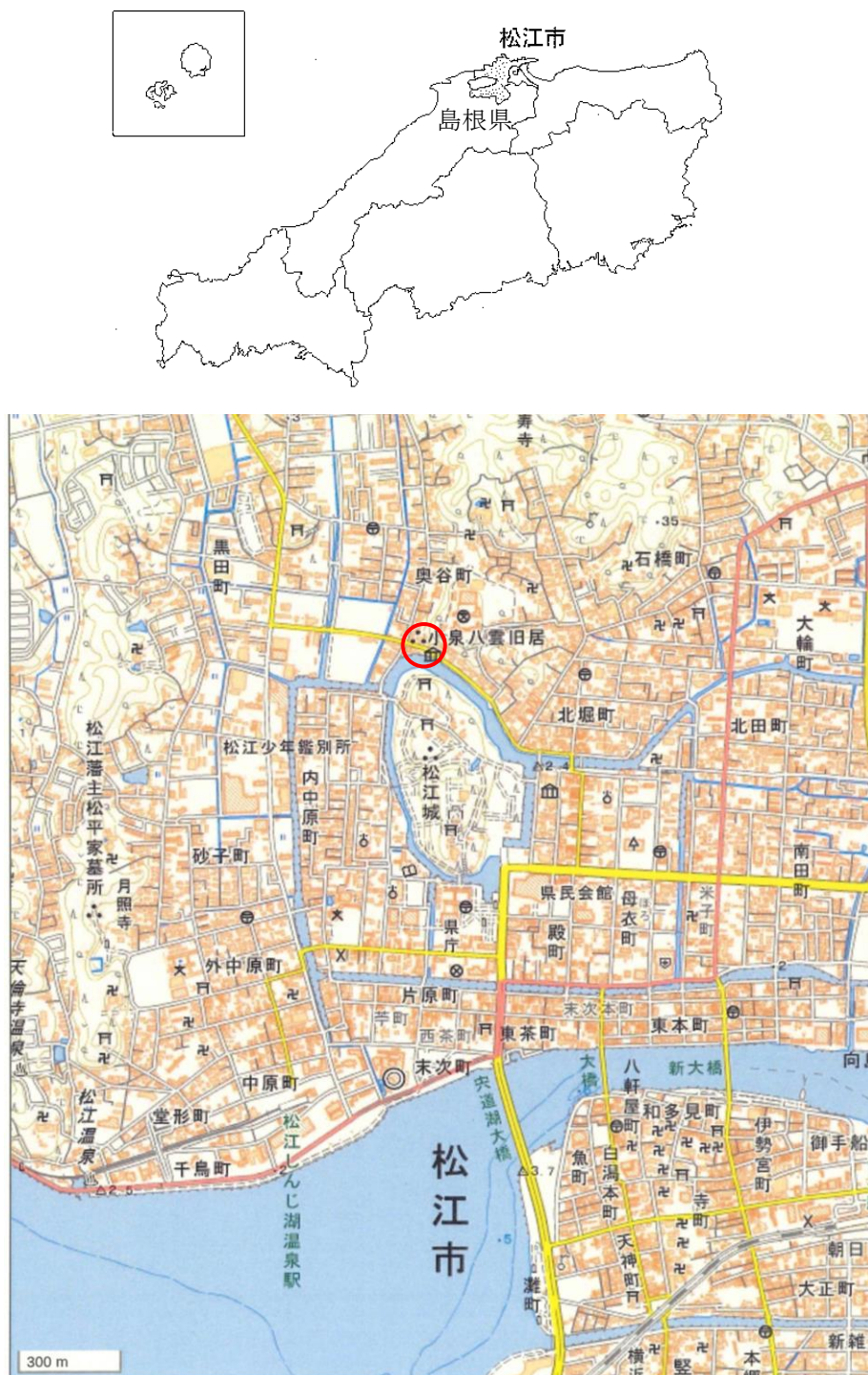


図1 史跡 小泉八雲旧居位置図(国土地理院地図)

2) 計画の対象範囲(図2 参照)

本計画の対象とする範囲は、指定を受けた「史跡 小泉八雲旧居」及び指定地外の「小泉八雲記念館」、北側保全地をその範囲とする。ただし、史跡の保存、あるいは景観保護のため、指定地周辺の環境も考慮しておくことが必要であるため、重要な事項は、本書に記述することとする。



図2 計画の対象範囲 (網掛けの範囲)

3) 計画期間

本計画の計画期間は令和8年(2026)4月1日から令和18年(2036)3月31日までの10年間とする。